

平成 18 年 12 月 27 日
防 衛 施 設 庁

独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構中期目標、
中期計画、業務方法書の変更について

本年 12 月 15 日（金）、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案が国会で可決、成立し、防衛庁は平成 19 年 1 月 9 日（火）、防衛省に移行することが決定されました。これに伴い、当該規程を引用している独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の中期目標、中期計画及び業務方法書の改正（別紙参照）がそれぞれ必要となったところであります。

以上のことから、独立行政法人通則法第 29 条第 3 項、同法第 30 条第 3 項及び同法第 28 条第 3 項の規定に基づき、中期目標、中期計画及び業務方法書の変更に係る内閣府評価委員会の意見聴取を行う必要が生じたところから、各委員に対し、ご意見を求めるものでありますが、今般の改正は形式的な改正であり、内容そのものを変更するものではないことから、特段のご意見がなければ変更手続を進めさせていただきたく考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以 上